

# 平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜における

## 調査書に記載する評定等に関する方針

平成27年3月24日

大阪市教育委員会

高等学校入学者選抜は、生徒一人ひとりにとって、その後の人生を左右する重大事である。したがって、学力検査と共に選抜資料とされる調査書において用いられる評価方法・基準には、公平性・信頼性・妥当性はもとより、生徒や保護者にとっての分かりやすさが求められる。また、生徒及び保護者に対して事前に明示されることが必要である。

大阪府教育委員会は、平成28年度入学者選抜から、調査書（内申書）に記載する評定（内申点）を集団に準拠した評価（相対評価）から目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に変更するとの方針を明らかにしている。

いわゆる絶対評価による調査書は、関心・意欲・態度等の観点別学習状況を総括することによって各教科の評定を決定するものである。しかし、このような評価方法による調査書においては、中学校間・市町村間で共通の評価尺度がない限り、到達度を反映したものとは考えられない評定分布のばらつき等が生じ、入学者選抜にとって必須の公平性及び信頼性の担保が困難となることは避けられない。換言すれば、中学生にルールのない土俵（いわば無法地帯）での競争を強いることになってしまうと言っても過言ではない。

こうした懸念にかんがみ、大阪市教育委員会としては、平成26年7月8日、教育委員会会議による決定を経て、大阪府教育委員会に対し、調査書における第3学年の評定に関し、公平性及び信頼性を担保するため、事前に府内統一ルールを設定・明示する必要があること等について、文書による意見の申入れと要望を行った。同意見書においては、府内統一ルールとして、全中学校を対象とする上限設定を行うことにより、学校間格差・市町村間格差の発生を防ぐという具体的な提案も行った。

しかし、残念ながら、府教育委員会において、本市の要望に沿った検討が行われている様子はなく、平成28年度入学者選抜においては第3学年を調査書の評価対象として基本的には他都道府県と同様のいわゆる絶対評価を導入し、選抜の公平性を保つ方策として、府教育委員会が、評定に応じた「範囲」を作成し、各教科の学力検査の得点とその受験生の評定に応じた「範囲」から外れる場合は、総合点から加点又は減点することとするとしている。評定（内申点）は、中学校や生徒・保護者に「持ち点」として意識されているものであり、これを志願後・受験後に変えてしまうことは問題が大きい。

高等学校入学者選抜は、生徒にとって一生に一度の重大事であり、「いわゆる絶対評価による評定をとりあえず実施してみて、公平性に問題が生じたら翌年度に対応する」といった姿勢は許されない。したがって、本市教育委員会は、上述の意見書において、「新制度における公平性の担保が十分でない場合、本市教育委員会の責務として、大阪市の中学生の最善の利益を図る対応を取らざるを得なくなる。」との方針を宣言していた。府内統一ルールの設定による新制度における公平性の担保を期待していただけないに誠には不本意ではあるが、本市教育委員会の責務として、大阪市の中学生の最善の利益を図る対応を取らざるを得ない情勢である。

については、大阪府教育委員会としては、府内統一ルールのない入学者選抜において大阪市立中学校の生徒が不利益を被らないよう、また、少なくとも大阪市内においては評価の公平性と透明性を担保するため、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜における大阪市立中学校の調査書の評定については、下記の方針により、「真の絶対評価」を取り入れた評定を行うものとする。なお、今後の大阪府教育委員会、府内市町村教育委員会及び府内中学校の動向を見極め、本市の生徒に不利益が生じると判断した場合は、必要に応じ方針を見直すこととする。

## 記

1. 大阪府においては、中学校間で共通の評価尺度を備えた真の絶対評価を導入するため、第3学年の5教科（国語・数学・社会・理科・英語）について、全ての大阪市立中学校が参加するテスト（以下、「大阪府統一テスト」という。）を2学期に実施することとする。

大阪府統一テストの結果は、下記2の通り、各中学校における5段階評価の評定の分布に反映するとともに、下記3の通り、個々の生徒の評定にも活用することとする。

また、大阪府統一テストは、次の2つの目的にも活用するものとする。

  - ① 生徒が自らの学力を把握し、目標を持ち、学力向上への意欲を高める。
  - ② 学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。
2. 生徒一人ひとりの良さを積極的に評価することにより、各中学校における5段階評価の評定の分布は、以下の通りとする。
  - (1) 評点「5」は、31%の割合を目途とするものとする。ただし、上記1の大阪府統一テストの結果、全市の得点分布において上位31%に入る生徒の割合が31%を超える学校にあっては、当該割合を目途とするものとする。
  - (2) 評点「4」は、38%の割合を目途とするものとする。ただし、上記1の大阪府統一テストの結果、全市の得点分布において上位69%（31%+38%）に入る生徒の割合が69%を超える学校にあっては、当該割合から評点「5」を与える生徒の割合を減じた割合を目途とするものとする。
  - (3) 評点「3」は、24%以内の割合にとどめるものとする。
  - (4) 評点「2」は、7%（ただし、評点「1」を使用する場合は、評点「1」を与える生徒の割合を7%から減じた割合）以内の割合にとどめるものとする。
  - (5) 評点「1」は、使用の必要性を慎重に精査し、3%以内の割合にとどめるものとする。
3. 上記1の大阪府統一テストの結果、全市の得点分布において上位7%に入る生徒には、必ず評点「5」を与えるものとする。同様に、全市の得点分布において上位31%に入る生徒には、必ず評点「4」以上を与えるものとする。さらに、全市の得点分布において上位69%に入る生徒には、必ず評点「3」以上を与えるものとする。
4. 評定「5」の生徒のうち、特に到達度の高い者7%の割合（ただし、上記1の大阪府統一テストの結果、全市の得点分布において上位7%に入る生徒の割合が7%を超える学校にあっては、当該割合）を目途として、特筆すべき点として文章化し、評定「5」の中でも特に到達度が高い旨を記載するものとする。
5. 評定は、「知識・理解」「技能」及び「思考・判断・表現」等の学力を客観的に評定するものとし、「関心・意欲・態度」の評価は、別途、特筆すべき点を文章化して記載するものとする。